

平成30年9月7日

台風21号や北海道胆振東部地震の影響により在留期間内に出国することができなかった又は出国することが困難な外国人観光客の皆様へ

今回発生した台風21号や北海道胆振東部地震の影響により、在留期間内に出国することができなかった又は出国することが困難な外国人観光客の皆様に対しまして、出国のために必要な手続などを下記のとおりお知らせします。

記

1 出国のための手続

(1) パスポートをお持ちの場合

出国前に、在留期間の更新手続などを行う必要があります。このため、あらかじめ[最寄りの入国管理官署\(入国管理局のウェブサイトへ移動します。\)](#)で手続を行って下さい。

あらかじめ手続をされない場合、予定どおり出国することができない可能性がありますので、出国前にあらかじめ最寄りの入国管理官署で手続をされることをお勧めします。

(2) パスポートをお持ちでない場合

パスポートを紛失された場合など、パスポートをお持ちでない場合は、入国管理官署で手続をする前に、パスポートなど出国に必要な渡航文書の発給を受けた上で、上記(1)の手続を行う必要があります。

渡航文書の発給に関しては、最寄りの在日外国公館にご相談下さい。

2 その他のお問い合わせ

その他、出入国手続に関するお問い合わせは以下のインフォメーションセンターにお問い合わせ下さい。

外国人在留総合インフォメーションセンター

平日午前8:30～午後5:15

TEL: 0570-013904

TEL: 03-5796-7112 (IP電話・PHS・海外から)